



Grant Thornton

An instinct for growth™

労務および税務ガイダンス情報

5 February 2015



労務ガイダンス情報

最近発行された労務に関わるガイダンスについて以下の通りご案内申し上げます。

労働法の一部内容にかかわる施行細則を定める2015年1月12日付け政令 Decree No. 05/2015/ND-CP の留意すべきいくつかの事項は以下の通りです

- この Decree は、労働契約および就業規則の主要内容に関する詳細を規定しています。
- 労働契約の期限は、一回のみ、労働契約への付属書を作成することにより改正が可能で、締結済み労働契約の種類を変更することは出来ません。但し、高齢者および非常勤の労働組合幹部との労働契約を延長する場合は例外となります。
- 給与支払い遅延が15日未満であれば追加支払は不要です。給与支払い遅延が15日以上の場合、少なくとも、**支払が遅延した給与額に、給与支払い時点での中央銀行が発表している1ヶ月定期預金の上限金利を掛けた金額を追加で支払う必要があります。**中央銀行が上限金利を定めていない場合には、**企業・機関が取引口座を開設している商業銀行が給与支払い時点で提示している1か月定期預金の金利に基づいて計算します。**
- 就業規則の交付日から**10日間**以内に、雇用主は、事業登録をしている場所の省または中央直轄都市レベルの労働管理当局へ、就業規則届出書類を提出する必要があります。
- 省または中央直轄都市レベルの労働管理当局が、就業規則の届出

または再届出書類を受理した日から**15日間**を経て、就業規則の効力が発生します。

- 10名未満の労働者を雇用する雇用主は、就業規則届出での義務はありません。

この Decree は、2015年3月1日から施行され、従来の1994年12月31日付け Decree No. 196/CP、2002年11月11日付け Decree No. 93/2002/ND-CP、1995年7月6日付け Decree No. 41/CP、2003年4月2日付け Decree No. 33/2003/ND-CPおよび2008年1月30日付け Decree No. 11/2008/ND-CP は失効します。

一定国の国民に対する短期滞在ビザ免除措置

- 政府は、2014年12月29日付けで Resolution No. 99/NQ-CP を発行しました。これによれば、**ロシア連邦、日本、韓国、デンマーク王国、ノルウェー王国、スウェーデン王国、フィンランド共和国**の国民に対して、パスポートの種類、入国目的に関わらず、ベトナムの法令の規定による条件を満たす場合、ベトナムでの一時滞在期間が15日間を超えない場合のベトナム入国に際するビザが免除されます。
- このビザ免除措置は、2015年1月1日から2019年12月31日までの5年間適用された上で、ベトナムの法令の規定により延長が検討されます。
- この Resolution は、発行日(即ち、2014年12月29日)から施行されます。



税務ガイダンス情報

最近発行された税務に関わるガイダンスについて以下の通りご案内申し上げます。

活動目的を追加して既存投資プロジェクトの実施土地面積を拡大する場合は、拡張投資に該当しません。

- これは、2014年8月5日付け税務総局 Official Letter No. 3036/TCT-CS でのガイダンスです。これによれば、プロジェクトがまだ基礎建設投資中で製造事業活動を開始する前の段階に、投資資本の増額をせずに、活動目的を追加して、プロジェクト実施のための使用土地面積を拡大(土地使用権および土地に付属する資産の譲渡を受けるが、製造ラインは購入しない)する場合は、拡張投資に該当せず、当初のプロジェクトを実施していると見なされて、投資優遇条件を満たせば法人所得税優遇措置を受けることができます。

脱税行為の認定

- 2014年12月30日付け税務総局 Official Letter No. 5908 / TCT-TTr によれば、会計帳簿の未整備、物品の仕入・売上に際する入庫伝票・出庫伝票の無起票、物品の仕入・売上に際する入金伝票・出金伝票の無起票は、租税管理法第108条に基づく脱税行為・税務不正行為と認定されます。
- 刑法違反の兆候を発見した場合、税務局は、公安当局へ権限に基づく処理を要請します。

内部消費をする物品に関わるVAT税額の計算およびインボイス発行

2014年12月24日付けハノイ市税務局 Official Letter No. 64769 / CT-HTr によれば

- 製造事業活動のために製品を内部消費使用した場合、会社は、2014年3月31日付け Circular No. 39/2014 / TT-BTC のガイダンスに従い、VATインボイスを発行して、支払額の行のみに販売額を記載して、税率とVAT税額の行は記載せず線引きします。
- 製品の内部消費使用が製造事業活動のためでは無い場合(従業員の個人使用目的など)、Circular No. 39/2014 / TT-BTC のガイダンスに従い、インボイスを発行してVAT税額を計算します。

外国人専門家への技術支援量に関わる個人所得税の申告

2015年1月16日付け Official Letter No. 172 / TCT-TNCN で、以下のようなガイダンスをしています。

- 外国コントラクターの外国人従業員がベトナムへ出張で来る場合、その所得は、ベトナムでの個人所得税の課税所得となり、契約相手となるベトナム側企業を管轄する税務当局へ、個人で個人所得税の申告および納税する必要があります。
- ベトナム側企業との契約上で個人の所得が明記されている場合には、個人所得税の納税および申告をベトナム側企業へ委任して、ベトナム側企業が源泉徴収し、個人に代わり申告・納税します。



ご留意下さい

確定申告書の提出期限について

会計年度が2014年12月31日で終了する企業については、財務諸表および税務申告書の提出期限は2015年3月31日になりますのでご留意下さい。

- 監査報告書を伴う財務諸表。
- 法人所得税確定申告書。
- 様式No. 03-7/TNDNに従った関連者間取引情報申告書。
- 2014年度の個人所得税確定申告書。

上記に関わる税務行政手続き違反への罰金、確定申告書の提出遅延への罰金の他に、法令により財務諸表監査が義務付けられている場合、監査報告書を伴わない財務諸表を関連当局へ提出しますと、2,000万VNDから3,000万VNDの罰金対象となります。



Contacts

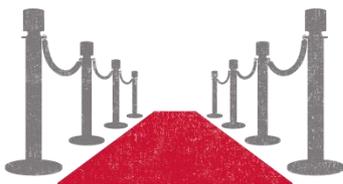
This newsletter has been prepared for reference purposes only. No responsibility can be accepted by Grant Thornton Vietnam for errors or omissions in this publication or for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of any material in this tax alert.

If you have any question or require further information relating to this tax alert, please contact our professional tax advisors.

For downloads

Please visit our website:

www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

Kaoru Okata

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

© 2015 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton (Vietnam) Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

Questions & feedback

